

前回の鳥獣保護管理小委員会（4月25日）からの変更点

頁・行・項目	変更前	変更後
関係省庁協議		
P1・21 行目 I 第一 1 基本的な考え方 ※ その他同様の修正あり	<u>被害が高止まりしている農林業被害</u> に対応するため、（以下略）	<u>全国的に深刻な状況にある農林水産業被害</u> に対応するため、（以下略）
P2・下から 11 行目 I 第一 2(2) 鳥獣保護区	鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組等により、鳥獣保護区の指定の促進及び生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。	鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組等により鳥獣保護区の <u>指定についての地域の理解を促進し</u> 、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。
P3・6 行目 I 第一 2(5) 有害鳥獣捕獲	また、鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。	また、 <u>国及び地方公共団体における</u> 、鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。
P3・下から 5 行目 I 第一 2(8) 感染症	口蹄疫のような家畜と鳥獣に感染する感染症についても、（以下略）	口蹄疫のような家畜と <u>野生鳥獣に感染し</u> 、 <u>人には感染しない感染症</u> についても、（以下略）
P18・下から 6 行目 I 第十一 1(2) 地方公共団体の役割	さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が、鳥獣保護事業計画及び特定計画と適合しているかを確認するとともに、（以下略）	さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護事業計画及び特定計画との <u>整合性</u> が取れたものであるかを確認するとともに、（以下略）
P38・3～4 行目 II 第四 4(2)③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備	特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画と <u>連携</u> を図り、適切かつ効果的な実施が図られるよう指導するものとする。	特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画と <u>整合</u> を図り、適切かつ効果的な実施を <u>図るため</u> 、 <u>実施体制の整備を図るよう</u> 指導するものとする。
P56・8 行目 II 第九 4(3) 感染症対策	同病の症状が疑われる際は、	同病の <u>感染</u> が疑われる際は、

パブリックコメントへの対応		
P3・3～4行目 I 第一 2(5)有害鳥獣捕獲	有害鳥獣の捕獲	有害鳥獣捕獲
P3・下から11行目 I 第一 2(7)鳥獣の流通等	鳥獣の流通	鳥獣の流通等
P5・13行目 I 第一 3(2)人と鳥獣の適切な関係の構築	特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、確保に努めるとともに、 <u>狩猟者のみに頼らない</u> 個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。	特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、 <u>新たな</u> 個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。
P32・10～11行目 II 第四 2(8)捕獲等又は採取等の情報の収集	鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。	鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。 <u>また、</u> 錯誤捕獲の情報についても収集に努める。
P36・11～17行目 II 第四 4(2)② 捕獲許可基準の設定方針	ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に <u>網猟免許及びわな猟免許</u> 所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に <u>網猟免許及びわな猟免許</u> を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、 <u>網猟免許及びわな猟免許</u> を受けていない者は、 <u>網猟免許及びわな猟免許</u> を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。	ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に <u>猟法の種類に応じた狩猟免許</u> 所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に <u>当該免許</u> を受けていない者を <u>補助者として含む</u> ことができるものとする。この場合、 <u>当該免許</u> を受けていない者は、 <u>当該免許</u> を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。
都道府県の意見への対応		
P18・1～2行目 I 第十 感染症への対応	このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、鳥獣におけ	このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政部局は、 <u>公衆衛生、</u>

	る発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。	家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。
P27・12行目 Ⅱ第三2(1)①② 放鳥の取扱い	数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して、 <u>それぞれの鳥類のおおむね5年後に目標とする生息数を設定し、この目標に達するため必要な羽数とする。</u>	数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。
P35・下から5行目～ 下から2行目 Ⅱ第四4(2)② 捕獲許可基準の設定方針	ただし、 <u>以下の場合は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができるものとする。</u> ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合 イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合	ただし、 <u>狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。</u> (略)
P36・11～17行目 Ⅱ第四4(2)② 捕獲許可基準の設定方針	ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、 <u>網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。</u>	ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に <u>猟法の種類に応じた</u> 狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に <u>当該免許を受けていない者を補助者として含む</u> ことができるものとする。この場合、 <u>当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。</u>
地方分権一括法への対応（法案成立後に再度「変更前」に訂正）		
P5・下から14行目～ 下から8行目	環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、 <u>法第7条第6項に</u>	環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、 <u>法第7条第5項に</u>

I 第二 1(1)①希少鳥獣	<p>基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。</p> <p>国の希少鳥獣は法第7条第6項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。</p>	<p>基づき環境大臣が定めるもの並びに都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。</p> <p>国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。</p>
P47・下から1行目～P48・5行目 II 第六 8(2) 関係地方公共団体との協議	<p>都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、<u>法第7条第7項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。</u></p>	<p>都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、<u>法第7条第6項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。</u></p>
P48・6行目～13行目 II 第六 8(3) 公聴会等の開催等	<p>(3) <u>利害関係人の意見の聴取</u></p> <p><u>法第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。</u></p>	<p>(3) <u>公聴会等の開催等</u></p> <p><u>法第7条第4項に規定する公聴会を開催するに当たり、利害関係人を選定する場合には都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関や団体が選定されるよう留意するものとする。また、必要に応じて、公聴会の開催以外の方法による意見聴取の実施についても検討し、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。</u></p>
P54 II 第九 その他	<p>その他 <u>以下について、必要な事項を記載するよう努める。</u></p>	<p>その他 (削除)</p>

※ 上記の他、句読点の位置変更や接続詞の加除等修辭的な修正が加わっているが、内容には変更がないため本表からは割愛している。